

公益社団法人愛知県看護協会「みとり募金」助成について

愛知県看護協会 西三河北部地区支部 支部長 阪口浩美

愛知県看護協会では、以下の目的にて助成を行っています。平成30年度の助成申請を行うに当たりお知らせいたします。

1. 目的

公益法人愛知県看護協会は、公益目的事業に要する経費に充てるため、会員から「みとり募金」として寄付を募り、もって以下の助成活動等により社会貢献に寄与する。

- 1) 保健・福祉施設等から物品等の購入に対して、助成申請により予算の範囲内で助成を行い支援する。
- 2) 災害等に対して国内については、被災地の県看護協会へ国外については公益社団法人日本看護協会を通して見舞金を贈呈する。
- 3) 本会災害支援ナースの活動資金とする。
- 4) 関係団体等の募金要請があった場合、寄付する。

2. 対象

- 1) 保健・福祉施設など（官公立を除く）
（同一施設への助成は、3年以上経過するものとする）
- 2) 被災地及び被災者
- 3) 本会支援ナース
- 4) 募金要請のあった関係団体

4. 申請及び申請期間

- 1) 助成を希望される施設は、10月12日（金）までに下記連絡先にご連絡をください。
- 2) 当方から連絡後、「みとり募金」助成申請書にご記入していただき、本会会員の推薦を得て地区支部長を経由し、愛知県看護協会会長へ申請します。

5. 審査

- 1) 助成物品等の審査は、1月の理事会において決定します。

6. 金額

- 1) 施設等への金額は、1施設100万円以内です。

留意事項

- ・贈呈物品に「寄贈 公益社団法人愛知県看護協会」と明記できること
- ・消耗品及び施設の修繕は対象外とする
- ・セットでないと機能しないものはその旨を明記すること

7. 助成手順

- ・ご連絡をいただいた後、「みどり募金」助成申請書を記載
- ・見積書（納入価格・消費税）を添付
- ・カタログまたは写真等必要となります。

詳細は連絡をいただいた後、お知らせいたします。

【申請手続き】 会員→地区支部長→協会長

【審査】

平成 31 年 1 月の理事会で決定。

【決定通知】 協会→申請者

会長から申請者へ通知(様式 3) をもって通知

※留意点

- ・物品は、決定通知後に発注となります。
- ・購入時に現金支払いはしません。
- ・請求書・購入報告書・完了報告書を看護協会が受領後、看護協会から業者に振込むため、後払いが可能な業者を選定となります。

*助成を希望される施設は、下記までご連絡ください。

連絡先

〒470-0396

豊田市浄水町伊保原 500-1

豊田厚生病院 看護部長

阪口 浩美

FAX : (0565) 43-5100

E-mail : h-sakaguchi@toyota.jaaikosei.or.jp